

安保法制制定10年と 自衛隊を問う

答 国の専権事項であり賛否を述べる立場にはない



當眞 嗣春 議員

問 令和5年の3月議会と6月議会で「安保三文書」に対する、私の質問に対して「国の安全保障に関する重要な文書」と答弁したが、その認識は現在も変わりはないか問う。

副町長 安保三文書に関する認識については、変わりはない。

問 安保条約で日本の平和と安全が守られているのか。安保条約について第6条で基地を提供することになっている。基地を提供する代わりに、第5条に基づき日本に対する武力行使に共同対処すること、対日防衛義務を負っている。日本政府はそう述べてい

る。第5条には日本の防衛義務は明示されていない。日本の防衛ではなくて、米国の利益を追求するための手段ではない。



町長 私は守られてはいないと思っていないし、じゃあしっかりと完璧に守られている



かというところ、そうでもないだろうと思っている。私の立場としては、それは断定できない。

問 高市首相の「台湾有事は存立危機事態」答弁は、1972年の日中共同声明、1978年の平和友好条約、2008年の戦略的互惠関係の共同声明、2010年の日中関係の改善に向けた話合いに反する内容である。高市首相の答弁に対する町長の見解を問う。

町長 議員が述べられたことに関して、私としては、それはしっかりと検証もして、答弁もすべきだと思うけれども、その辺りは見解の相違もある。私としては承知していないし、検証もしていないので、総理大臣のおっしゃったこともニュースで知っている範囲なので、その件に関しては、また答弁は控えたいと思っている。

一こんな質問もしました
・第5次南風原町総合計画後期基本計画について